

銚田市立銚田南中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が生徒たちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を策定するとともに、組織を設置して具体的な対応を推進する。

2 基本的方針

(1) いじめの定義

本校では、法に則り、「いじめ」とは生徒に対して、本校に在籍している生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利や学校生活やその他の活動を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。（人権の尊重）

したがって、いじめ防止等の対策は、「全ての生徒が、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする」、「全ての生徒がいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする」ために行う。全ての教職員は以下の「いじめに対する基本認識」のもと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解できるように、いじめ防止等のための対策を行う。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、生徒に関係する全ての関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

また、いじめ防止の対策や取り組みが、本校の「豊かな情操と愛校心をもち、想像力豊かなたくましい生徒を育てる。」という教育目標の礎となるように、生徒理解につと

めながら行っていく。そして、めざす学校像に「地域から愛され信頼される学校」「生徒の主体性を生かした学校」と掲げたとおり、いじめ防止には地域や関係諸機関との協力が必須であり、密に連携を図りながら行っていくものとする。そして生徒の主体性を生かした取り組みを具現化し実践していくことで、学校全体の「いじめ撲滅」に対する意識を高めていく。

(3) いじめに対する基本認識

- ◎生徒は、いじめを行ってはならない。
- ◎生徒は、いじめを認識しながら放置してはならない。
 - ・いじめは、絶対に許されない。
 - ・いじめは、卑怯な行為である。
 - ・いじめは、どの学校、どのクラスにも、どの子にも起こりうるものである。
 - ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ・いじめは、一部の特別な児童生徒だけではなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるものである。
 - ・いじめは、大人に気付かないように行われることが多い。
 - ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ・いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
 - ・いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりを持っている問題である。
 - ・いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

① 教師の責務

本校職員は、基本理念にのっとり、本校在籍生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する。

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

② 保護者として

我が子が、いじめを行ったり、いじめの黙認やいじめへの加担をしたりすることがないように親子で話し合う。また、いじめを発見したら、その場で指導するとともに、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(4) 目標

本校では、次の5つの取組の徹底を図ることを取り組み目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 関係職員との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

3 いじめ防止等に取り組むための組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、警察、スクールサポーター、子ども家庭課、民生委員、児童委員、生徒指導相談員、青少年相談員、保護司、学区内小学校生徒指導主事、PTA役員、その他実態に応じて校長が必要と認める者。

(2) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(3) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ③ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
- ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- ⑦ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- ⑧ 生徒や保護者・地域への学校基本方針の主旨等についての周知・理解活動に関する

こと。

- (4) 委員会は校長が招集する。
- (5) 委員会は年2回定例会として招集し、いじめ事案を想定できる場合は、その都度臨時会として招集する。
- (6) 以下のような事態の時、市教育委員会を通じて市長に報告する。重大事態の事実関係を詳細かつ速やかに調査する。また、市長が再調査を行う場合、再調査を行う組織に積極的に資料を提供する。
 - ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図場合等)
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)
 - ③ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 居場所づくり・絆づくりと自己肯定感の獲得

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気と人間関係づくりを推進する。
 - ア 教職員の情報交換による多面的生徒理解と協力協働指導体制の構築
 - イ 元気な挨拶やコミュニケーション指導の実施
 - ウ ソーシャルスキル学習や構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動の実施(SCとのTTなど)
 - エ 学級集団アセスメント調査の実施と活用(年2回6月・11月)
- ② 生徒の社会性を育成することができるように努める。
 - ア キャリア教育の推進(職業調べ、職業体験活動等)
 - イ 地域行事へのボランティア参加の推進

(2) わかる授業づくり

- ① チャイム着席から始まる授業時の習慣、発表の仕方や聞き方等の約束の徹底
- ② 自尊感情の向上を考えた生徒指導の機能を生かした留意事項の徹底と授業改善
- ③ 一人一人が活躍できる授業の工夫
- ④ 言語活動を充実し、生徒が学び合う授業の工夫

(3) 生徒会を中心とした生徒主体の活動の実施

- ① 「いじめを考えるフォーラム」
- ② 生徒集会時における呼びかけ

(4) 規律正しい学校生活

- ① 銚田南中学校のきまり・約束の徹底を図る。
- ② 教職員の適切な認識、言動、態度等による指導の徹底を図る。

(5) いじめ防止指導計画の整備

教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携により、職員会議等、防止対策、早期発見について、それぞれで取り組む内容・具体的事項を明記する。

5 早期発見と早期認知

ささいな変化の気付き、気付いた情報を共有し、速やかに対応する。

(1) 意識的に行う日常のコミュニケーションと観察

① 人間的ふれ合いを基盤に置いたコミュニケーション活動の活性化を図る。

ア 授業時，休み時間，部活動時の生徒と教師。生徒同士。

イ 教師間の情報伝達

ウ 保護者との密な連絡による連携

② 一人一人に声をかけ，よりきめ細やかな観察に努める。

いじめ早期発見のためのチェックリストの活用（出席呼名，授業時，休み時間，校内巡視等）

(2) 定期調査の実施

生徒の実態を探り，関わりを深めるためのアンケートを実施する。

① 学校生活アンケート(月1回)

② 生徒携帯スマホ・ネット調査，保護者向け携帯電話等アンケート(年2回)

(3) 教育相談体制の整備

① 一人一人の悩みや不安に応じる教育相談体制を確立する。

② スクールカウンセラー等，専門家の積極的・効果的な活用を図る。

(4) インターネット等利用に対して

生徒・保護者・地域の人々へメディア情報の実態を伝達し，課題の正しい理解と啓発活動を推進する。

① 学校だより等のプリント配付

② 情報モラル研修会

③ メディア指導員によるケータイ・ネット安全教室やスクールサポーターによる非行防止の講演の開催

(5) 情報共有の場

生徒の実態を共通理解し，明確な対応を取り組むための定期会議を実施する。

職員会議，不登校対策委員会，学年会，さわやか委員会(いじめ防止対策推進委員会)

6 いじめ問題解決のための対応

(1) いじめの情報を得たら，その日のうちに学校の方針を決定することを基本とする。

(2) 情報を収集し事実関係を把握した上で，いじめの疑いのある事案をいじめ対策委員会でいじめとして対応すべき事案か否か判断する。

(3) 十分な効果をあげることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われるものは，学校の設置者に連絡し，警察署と相談のうえ対応を図る。

(4) 生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合，直ちに警察署に通報し，援助を求める。

(5) 被害生徒や保護者への支援，加害生徒やその保護者への援助は，組織として対応する。

① 一方的，一面的な解釈で対応しない

② プライバシーを守る

③ 迅速に保護者に連絡

④ 教育的配慮の下でのケアや指導

(6) 見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせるような教育活動を実践する。

年間計画の中で，臨時の学級会や集会等で，根絶しようとする態度を行き渡らせる。

7 関係機関との連携

(1) 保護者

学校公開日や個別面談等、学校及びPTA行事に保護者が来校する機会において、「学校の基本方針」「家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、前記の法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、面談等で生徒の家庭状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員、保護司、青少年相談員や地域住民と連絡を取り合う。(年2回「さわやか委員会」含)いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所等の関係機関に相談する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

(4) 学校以外の団体等

社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連絡して対応する。

(5) その他

いじめの関係する生徒が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

8 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 事例研究

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

9 重大事態への対処

生徒に以下の場合がある時、次の対処を行う。

(1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図場合等)

- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)
- (3) 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」
- ① 発生報告
重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
 - ② 実態把握
当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
 - ④ 被害者保護
いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。
 - ⑤ 加害者対応
いじめの加害者生徒に対しては、いじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、助言する。
 - ⑥ 調査結果報告
調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
 - ⑦ 市長への報告
上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。
 - ⑧ 解消と再発防止
いじめを受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

10 取組評価アンケート

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、(1)～(5)の5項目に関して評価規準を設定し、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止への取組の徹底

- ① 生徒の自己指導能力を高めることができた。
- ② 生徒の自己肯定感を高めることができた。
- ③ 生徒の規範意識を高めることができた。
- ④ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- ⑤ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見への取組の徹底

- ① いじめの早期発見に努めることができた。
- ② 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ③ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消への取組の徹底

- ① 被害者の心のケアができた。
- ② 適切にいじめの事実を確認できた。
- ③ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。

④ 重大事態の調査をし、県教育委員会を通じて知事へ報告できた。(重大事態があった場合)

⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係職員との連携の徹底

① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。

② 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。

③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。

④ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の充実の徹底

① 実践的研修を行うことができた。

② 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。

③ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価基準を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。